

議員提出議案第8号

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月29日

大阪市会議長 丹 野 壮 治 様

提 出 者

田 辺 信 広	佐々木 哲 夫	山 本 長 助
野 上 ら ん	藤 田 あきら	竹 下 隆
岡 崎 太	飯 田 哲 史	ホンダ リ エ
佐々木 り え	高 見 亮	辻 淳 子
西 徳 人	山 田 正 和	西 崎 照 明
永 田 典 子	前 田 和 彦	森 山 よしひさ
北 野 妙 子	太 田 晶 也	

(別紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（長期欠席による報酬の不支給）</u>	
<u>第3条の2 議員が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間（9月に招集される定例会にあつては、開会の日から10月末日までの間又は11月1日から閉会日までの間）に開かれる市会の会議及び委員会（常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会であつて、当該議員が所属するものという。以下同じ。）の全てを欠席することという。以下同じ。）をした場合において、閉会日の翌日又は11月1日以降に最初に市会の会議若しくは委員会に出席した日の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日の属する月又は10月（以下「閉会月」という。）の翌月以後の月であるときは、閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報酬は、支給しない。但し、当該長期欠席が</u> <u>出産すること、感染症の予防及び感染症の</u>	[新設]

患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者になったこと又は病院若しくは診療所への入院であって医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めたことによるものであるときは、この限りでない。

（報酬の支給の停止等）

第3条の3 前条の規定にかかわらず、議員が被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより市会の会議又は委員会を欠席したときは、欠席した日の属する月（以下この項において「欠席月」という。）以後の月分の報酬は、同日後において最初に市会の会議若しくは委員会に出席した日又は被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により市会の会議又は委員会を欠席した日の属する月（欠席月と同一の月である場合は、その翌月）以後の月分の報酬を除き、その支給を停止する。

[2・3 略]

（長期欠席による期末手当の不支給）

第5条の2 基準日前6月以内に第3条の2の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかった月があるときは、前条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該議員報酬の支給しなかった月分の額に

（報酬の支給の停止等）

第3条の2 被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより市会の会議又は委員会（常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会であって、当該議員が所属するものをいう。以下同じ。）を欠席したときは、欠席した日の属する月（以下この項において「欠席月」という。）以後の月分の報酬は、同日後において最初に市会の会議若しくは委員会に出席した日又は被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により市会の会議又は委員会を欠席した日の属する月（欠席月と同一の月である場合は、その翌月）以後の月分の報酬を除き、その支給を停止する。

[2・3 同左]

[新設]

相当する部分は、支給しない。

(期末手当の支給の停止等)

第5条の3 基準日前6月以内に第3条の3

第1項の規定により当該月分の報酬の支給を停止した月（同項の規定により支給を停止すべきであった月分の報酬で既に支給したものであるときは、当該月を含む。）があるときは、第5条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2 第3条の3第2項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前6月以内に第3条の3第3項の規定により当該月分の報酬を支給しなかった月（同項後段の規定により当該月分の報酬を返納しなければならない月を含む。）があるときは、第5条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。この場合において、第1項の規定により支給を停止されるべきであった月分の額に相当する部分で既に支給を受けたものがあるときは、当該部分を支給された議員は、これを返納しなければならない。

(期末手当の支給の停止等)

第5条の2 基準日前6月以内に第3条の2

第1項の規定により当該月分の報酬の支給を停止した月（同項の規定により支給を停止すべきであった月分の報酬で既に支給したものであるときは、当該月を含む。）があるときは、前条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2 第3条の2第2項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前6月以内に第3条の2第3項の規定により当該月分の報酬を支給しなかった月（同項後段の規定により当該月分の報酬を返納しなければならない月を含む。）があるときは、前条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。この場合において、第1項の規定により支給を停止されるべきであった月分の額に相当する部分で既に支給を受けたものがあるときは、当該部分を支給された議員は、これを返納しなければならない。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

説 明

長期間にわたり、議会を欠席した議員の報酬等の減額に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。